

(別紙様式4)

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
那覇海上保安部庁舎借上げ	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社ナンポー 沖縄県那覇市曙3-21-2	-	本案件は、那覇海上保安部庁舎として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	15,840,000	15,840,000	100.00%		5月11日公表
那覇海上保安部所属船艇用品庫借上げ(那覇地区1)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	沖縄第一倉庫株式会社 沖縄県那覇市西2-26-18	-	本案件は、船艇用品庫として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	2,719,200	2,719,200	100.00%		5月11日公表
那覇海上保安部所属船艇用品庫借上げ(那覇地区2)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	那覇頭頓倉庫株式会社 沖縄県那覇市西2-1-27	-	本案件は、船艇用品庫として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	3,463,680	3,463,680	100.00%		5月11日公表
宮古島地区宿泊施設借上げ(単価契約)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	観光ホテルセイルイン宮古島 沖縄県宮古島市平良下里3番地	-	本案件は宿泊施設として借上げるものであるが、仕様を満たす施設が推薦業者のみであったため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	900,000	900,000	100.00%		5月11日公表
石垣地区宿泊施設借上げ(単価契約)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	ルートイングランティア石垣 沖縄県石垣市新栄町21番地	-	本案件は宿泊施設として借上げるものであるが、仕様を満たす施設が推薦業者のみであったため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,175,000	1,175,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区1)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社Gエイト 沖縄県那覇市安謝244-5	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,292,016	1,292,016	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区2)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	住友ハウス株式会社 沖縄県沖縄市諸見里3-1-4	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,908,000	1,908,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区3)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	中部興産株式会社 沖縄県沖縄市仲宗根町24-9	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	53,831,400	53,831,400	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区4)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社プラン沖縄 沖縄県島尻郡与那原町板良敷854-6	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	2,304,000	2,304,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区5)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社ビッグ開発中部支店 沖縄県沖縄市比屋根2-2-7	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	4,812,000	4,812,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区6)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社ひまわり住宅 沖縄県沖縄市高原7-23-2マンションディアナ102号室	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	7,373,232	7,373,232	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区9)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社具志川興産 沖縄県うるま市みどり町4-20-23	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,392,000	1,392,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(中部地区10)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	中部興産株式会社 沖縄県沖縄市仲宗根町24-9	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,454,760	1,454,760	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区1)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	MU財産コンサルタンツ 沖縄県石垣市新栄町75-24	-	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	3,434,600	3,434,600	100.00%		5月11日公表

(別紙様式4)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区3)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社グリーンスマイル 沖縄県石垣市平得346-1	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	2,004,000	2,004,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区4)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	合同会社アルバ 沖縄県石垣市浜崎町2-3-33	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	3,372,000	3,372,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区5)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	住宅情報センター株式会社 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	31,704,000	31,704,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区6)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社総合計画 沖縄県石垣市浜崎町2-6-11 浜崎スカイマンション1F	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,488,000	1,488,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区7)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社 大央ハウジング 沖縄県那覇市泊2-16-1	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	8,880,000	8,880,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区8)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社仲企画 沖縄県石垣市宇登野城623	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,404,000	1,404,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区10)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社仁開商事 沖縄県石垣市宇石垣13-1	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区11)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社フォーラム環 沖縄県石垣市宇真栄里345番地9	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	8,220,000	8,220,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区12)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社美ら島不動産 沖縄県石垣市八島町2-12-7	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	2,508,000	2,508,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区13)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	八重山住宅サービス株式会社 沖縄県石垣市新川12373-25	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,116,000	1,116,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区14)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社八重山ホーム 沖縄県石垣市平得117-30	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	8,640,000	8,640,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区16)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社と那原宅建商事 沖縄県石垣市宇真栄里100-2	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	4,152,000	4,152,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区17)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社リアルエステートむつみ 沖縄県石垣市宇登野城652-1 小波本マンション I 1F	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,608,000	1,608,000	100.00%		5月11日公表

(別紙様式4)

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国家公務員宿舎用住宅借上げ(石垣地区18)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社大盛宅健 沖縄県石垣市登野城644-1 105号	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	3,816,000	3,816,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(宮古島地区1)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	株式会社キャリアプラン 沖縄県宮古島市平良西里1018-1	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,608,000	1,608,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(宮古島地区2)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社たけちゃんぼーむ 沖縄県宮古島市平良下里1246-1	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	18,360,000	18,360,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(宮古島地区3)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	宅情報センター株式会社 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	63,081,600	63,081,600	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(宮古島地区4)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	有限会社ブカラス 沖縄県宮古島市平良字下里216番地1サザンハイツアグニⅢ105号室	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	9,936,000	9,936,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(宮古島地区5)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	宅情報センター株式会社 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	5,484,400	5,484,400	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(名護地区1)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	中部興産株式会社 沖縄県沖繩市仲宗根町24-9	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	3,882,000	3,882,000	100.00%		5月11日公表
国家公務員宿舎用住宅借上げ(南部地区3)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 坂本 誠志郎 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年4月3日	合資会社アカネ産業 沖縄県浦添市勢理客2-18-9	—	本案件は、国家公務員宿舎用として物件を借り上げているものであるが、賃貸物件の継続契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	1,914,518	1,914,518	100.00%		5月11日公表
停船命令表示幕交換幕5枚買入	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 島谷 邦博 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年11月17日	株式会社スリーライク	—	本案件は、巡視船の不具合復旧のための買入発注であるが、当該巡視船装備に合致および機能する物品を納品できるのが記載の業者のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	2,062,500	2,062,500	100.00%		12月11日公表
国際飛行支援業務委託(単価契約)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 島谷 邦博 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和5年11月27日	株式会社アイ・イー・エスエス	—	本案件は、海外の空港において支援業務を委託するものであるが、入札公告を2回実施するも不調となったため、予決令第99条の2に基づき、随意契約を締結するものである。	12,550,000	12,547,318	99.97%		12月11日公表
A重油買入(巡視船はてるま)(単価契約)	支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 島谷 邦博 第十一管区海上保安本部 沖縄県那覇市港町2-11-1	令和6年2月22日	三菱重工マリタイムシステムズ株式会社	—	本案件は、三菱重工マリタイムシステムズ株式会社にて建造中の「巡視船はてるま」の燃料タンク内で保管中のA重油の買入であり、同船の試運転等のため同社が調達した燃料油である。その性質から、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。	4,576,000	4,576,000	100.00%		3月5日公表

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。